相談支援　キク・リンドウ 運営規程
（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）

（事業の目的）

第１条　株式会社足利塾が設置する相談支援　キク・リンドウ（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及びその保護者その他家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また、障害児が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス、障害児通所支援その他のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を行うものとする。

2　事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、一般相談支援事業者、医療機関、教育機関、学校、訪問看護事業所その他関係機関との密接な連携を図るものとする。

3　事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される障害福祉サービス等又は障害児通所支援等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4　同一法人内の放課後等デイサービス部門その他関係部門と連携する場合においても、利用者等の意思に反して特定事業者に偏ることのないよう適切に運営するものとする。

5　前各項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法並びにこれらに基づく関係基準省令その他関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　相談支援　キク・リンドウ

（2）所在地　〒595-0813 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南 1-4-16

（3）指定特定相談支援事業所番号　2735400083

（4）指定障害児相談支援事業所番号　2775400068

（実施する事業の内容）

第４条　事業所において実施する事業は、次のとおりとする。

（1）指定特定相談支援事業

（2）指定障害児相談支援事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者兼相談支援専門員　１名（常勤）

管理者兼相談支援専門員は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、利用者等に対する相談、アセスメント、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画又は障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成、継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助、関係機関との連絡調整その他必要な相談支援業務を行う。

2　必要に応じて、同一法人内の放課後等デイサービス部門の職員が、事務補助その他管理者が必要と認める補助業務を行うことがある。

3　前項の補助職員は、相談支援専門員としての業務は行わないものとする。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日とする。ただし、水曜日、国民の祝日、12 月 30 日から１月４日まで及び８月 11 日から８月 16 日までを除く。

（2）営業時間　午前９時から午後６時までとする。

2　面談、訪問その他直接支援の実施日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から１月４日まで及び８月 11 日から８月 16 日までを除く。

3　直接支援の実施時間は、午前９時から午後６時までとする。

4　月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日は、主として連絡調整、記録作成、関係機関対応その他事務処理を行う日とする。

5　営業時間外及び緊急時の連絡体制については、重要事項説明書又は別紙により別途明示する。

（指定特定相談支援の提供方法及び内容）

第７条　事業所で行う指定特定相談支援の内容は、次のとおりとする。

（1）基本相談支援

（2）サービス利用支援
（3）継続サービス利用支援
（4）日常生活全般に関する相談
（5）障害福祉サービス事業者等に関する情報提供
（6）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成、説明及び交付
（7）サービス担当者会議等による連絡調整
（8）モニタリングの実施及び必要に応じた計画の見直し
（9）前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言及び援助

（指定障害児相談支援の提供方法及び内容）

第8条　事業所で行う指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。
（1）基本相談支援
（2）障害児支援利用援助
（3）継続障害児支援利用援助
（4）障害児及びその保護者の日常生活全般に関する相談
（5）障害児通所支援事業者等に関する情報提供
（6）障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成、説明及び交付
（7）サービス担当者会議等による連絡調整
（8）モニタリングの実施及び必要に応じた計画の見直し
（9）前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言及び援助

（利用者から受領する費用及びその額）

第9条　事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとし、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、利用者等から障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
2　利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定特定相談支援又は指定障害児相談支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者等から受けることができる。
3　前項の交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費とし、事業者の車両を使用した場合は片道1キロメートル当たり50円を基準として算定する。
4　費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付するものとする。
5　法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し受領通知を交付するものとする。
6　第2項及び第3項の費用については、あらかじめ利用者等に対し説明を行い、文書により同意を得るものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 10 条　事業所は、指定特定相談支援を提供している利用者が当該指定特定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、利用者負担額等合計額を算定するものとする。

2　前項の場合において、事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該利用者に障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条　通常の事業の実施地域は、忠岡町全域、泉大津市全域並びに岸和田市及び和泉市のうち別表に定める区域とする。

（主たる対象者）

第 12 条　事業所において指定特定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）知的障害者

（2）精神障害者

（3）発達障害者

（4）その他、事業所が対応可能と認める障害者等

2　事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）知的障害のある児童

（2）精神障害のある児童

（3）発達障害のある児童

（4）その他、事業所が対応可能と認める障害児

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止責任者の設置

（2）虐待防止委員会の設置及び定期的な開催

（3）従業者に対する虐待防止研修の実施

（4）虐待防止のための指針の整備

（5）成年後見制度の利用支援又は保護者への必要な説明及び相談支援

（6）苦情解決体制の整備

（7）虐待を受けたと思われる利用者又は障害児を発見した場合の速やかな市町村への通報及び関係機関との連携

2　虐待防止責任者は、管理者 足利仁とする。

（苦情解決）

第 14 条　事業所は、その提供した指定計画相談支援、指定障害児相談支援、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画に位置付けたサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録するものとする。

3　事業所は、市町村その他関係機関が行う調査に協力するとともに、必要な改善を行うものとする。

4　苦情受付責任者は、管理者 足利仁とする。

5　苦情対応手順並びに行政機関等の相談窓口については、重要事項説明書において明示し、利用者等に周知するものとする。

（事故発生時の対応）

第 15 条　事業所は、利用者又は障害児に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者等の家族その他必要な関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3　事業所は、利用者又は障害児に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第 16 条　職員は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

2　職員であった者に対しても、業務上知り得た秘密を保持すべき旨を雇用契約等において定めるものとする。

3　事業所は、利用者等及びその家族に関する個人情報を、相談支援の提供に必要な範囲で使用し、又は関係機関へ提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第 17 条　事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条　事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者又は障害児に対するサービス提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期に業務を再開するための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

（記録の整備）

第 19 条　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2　事業所は、利用者又は障害児に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該相談支援を完結した日から 5 年間保存するものとする。

（1）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

（2）障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

（3）アセスメントの記録

（4）サービス担当者会議等の記録

（5）モニタリングの結果の記録

（6）関係機関との連絡調整に関する記録

（7）苦情の内容等の記録

（8）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（9）市町村への通知に係る記録

（10）その他運営に関して必要な記録

（研修及びハラスメント防止）

第 20 条　事業所は、職員の資質向上のため、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

（1）採用時研修　採用後 1 か月以内

（2）継続研修　年 1 回以上

2　事業所は、適切な相談支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントの防止に必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社足利塾と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表（第 11 条関係）通常の事業の実施地域

1　岸和田市

磯上町、春木旭町、春木北浜町、春木南浜町、加守町、地浜町、新港町、港町、臨海町、岸之浦町

2　和泉市

池上町、王子町、尾井町、葛の葉町、幸、伯太町、肥子町、富秋町、府中町、和気町

附則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。